

請願第 5 号

補聴器購入費助成制度の復活と、聴力検査の実施を求める請願

請願の内容

高齢化による「加齢性難聴者」が増加しており、難聴によるコミュニケーション能力の低下が認知症やうつ病の原因との指摘もあることから、高齢者向けの補聴器購入助成の復活を強く求める。また、加齢性難聴の早期発見のため、千葉市の健康診査項目に聴力検査を導入してほしい。(令和 5 年第 3 回定例会においても今回と同一の団体から同一の請願あり)

1 補聴器購入費助成制度の復活

(1) 本市が実施している補聴器に関する助成事業について

	現在		H22 年度をもって廃止
	軽度・中等度難聴児 補聴器購入費助成	補装具費支給 (補聴器)	旧・日常生活用具給付事業 (補聴器)
対象者	市内に住所を有する 18 歳未満の者	障害者手帳の交付を受けている者	65 歳以上の高齢者
聴力要件	30dB 以上 70dB 未満	70dB 以上	日常会話に支障がある者
所得制限	なし	市民税所得割額 46 万円未満世帯 ※18 歳未満の者は所得制限なし	所得税額 28 万円以下世帯
助成額	基準額の 2/3	基準額の 9/10 ※非課税世帯は 10/10	33,700 円を上限とした額 (所得 階層ごとに設定) の 1/2 ※非課税世帯は 2/2

※ 基準額 … 品目ごとに定められた額 (例: 重度難聴用ポケット型 59,000 円、重度難聴用耳かけ型 71,200 円、耳あな型 (オーダーメイド) 144,900 円)

(2) 旧・日常生活用具給付事業 (補聴器) の廃止理由

障害者手帳所持者向けの制度があること (= 上記の「補装具費支給事業」)、他の指定都市で実施している市はないことなどから、障害者向け制度に統合し、平成 23 年から廃止した。

なお、廃止後は、「事業廃止についての周知が遅い」という苦情はあったものの、制度廃止そのものに対する特段の苦情はなかった。

(3) 他自治体の状況

ア 指定都市

令和 8 年度中に助成を開始する 4 市を含めると 10 市が実施している。多くが 65 歳以上を対象とし、助成額は 2 万から 3 万円となっている。

《事業開始年度》

令和 4 年度: 新潟市、相模原市

令和 6 年度: 静岡市、岡山市

令和 7 年度: 横浜市、大阪市

令和 8 年度: 仙台市、浜松市、京都市、熊本市

イ 県内市町村

54 市町村のうち 19 市町村 (船橋市、松戸市、習志野市など) が実施している。

(4) 聴覚障害者・難聴者に対する支援について

- 現在、障害者向け「補装具費支給事業」により、高齢者に限らず日常生活を営むのに支障がある方への支援は行われており、さらに千葉市独自事業として、心身の発達に重要な時期である障害児支援として「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」を実施している。
- 「補装具費支給事業」及び「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」では、支給要件として障害者手帳の基準と同様に客観的な指標（聴力レベル）を設定することで、真に必要な方への支援制度としている。

(5) 国への要望等について

軽度及び中等度の方に対する補聴器助成については、他の指定都市とともに、大都市会議を通じて国へ医学的エビデンスを踏まえたうえで全国一律の制度創設を要望しているところである。

※国において、平成 30 年から令和元年まで実施した「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」（日本医療研究開発機構）では難聴と認知機能低下の関係性について、一定の相関性は確認されたが、難聴になった結果として認知症になるのかといった因果関係については明らかにならなかった。令和 2 年度からは「補聴器と認知機能の低下に関する調査研究」（国立長寿医療研究センター）を実施しているが、現時点で結果はとりまとめられていない。

2 聴力検査

(1) 本市が実施している健康診査等における聴力検査について

健康診査は、生活習慣病の予防を目的としているため、聴力検査は実施していない。

なお、本市独自に国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度被保険者を対象とした人間ドック費用助成を実施しており、聴力検査が含まれている。人間ドックは、特定健診（国民健康保険）または健康診査（後期高齢者医療制度）と併せて受診する健康診断である。

健診名	対象者	聴力検査	健診の目的
特定健診	国民健康保険被保険者	なし	生活習慣病の予防
健康診査	後期高齢保健医療制度対象者	なし	生活習慣病の予防
人間ドック	国民健康保険被保険者及び 後期高齢者医療制度被保険者	あり	健康の保持増進

(2) 他自治体の状況

ア 指定都市・県内市町村

実施なし

イ その他

- ・千代田区：特定健診及び健康診査の検査項目として、60 歳以上で耳の聞こえづらさを自覚する方を対象に実施。
- ・豊島区：特定健診の追加検査として、65 歳を対象に実施。
- ・川越市：特定健診及び健康診査の選択式セット健診のひとつに聴力検査を含む。
- ・八戸市：特定健診の検査項目として実施（ただし、市総合健診センターのみ）。